

令和 7 年度 第 2 回瀬戸市水道事業経営審議会 結果

1 開催日時	令和 7 年 11 月 11 日（火） 午後 3 時 28 分から午後 4 時 20 分まで
2 会場	瀬戸市役所 北庁舎 4 階 庁議室
3 出席者	委員 5 名（敬称略） 愛知工業大学 教授 丸山 恭司（審議会会長） 瀬戸市自治連合会長 加藤 文弥 瀬戸市社会福祉協議会長 加藤 勝之 瀬戸商工会議所女性会副会長 加藤 千恵 瀬戸消費生活クラブ生活学校会長 服部 富久美 事務局 7 名 都市整備部担当部長 加藤 幸治 水道課長 久野 崇 浄水場管理事務所長 印藤 眞紀夫 水道課主幹 阪 幹宏 水道課課長補佐 小池 幸司 水道課専門員 秋田 篤也 水道課経営係長 木村 浩之
4 欠席者	中京大学 准教授 齊藤 由里恵（審議会 副会長）
5 議事	答申後の瀬戸市の動きについて
6 議事内容	久野課長：それでは少し早いですが皆さんお揃いでございますので、ただいまから令和 7 年度第 2 回瀬戸市水道事業経営審議会を開催いたします。私は瀬戸市水道課課長の久野と申します。よろしくお願いいたします。本日は齊藤委員が欠席ということでご連絡をいただいています。それから本日事務局といたしまして、加藤上下水道事業担当部長、印藤浄水場管理事務所長、阪主幹、小池課長補佐、秋田専門員、木村係長が同席しておりますので、よろしくお願いいたします。それではお配りいたしました次第に沿って議事を進行させていただきます。丸山会長よろしくお願いいたします。 丸山会長：はい、皆さんこんにちは。 一同：こんにちは。 丸山会長：それでは早速ですが令和 7 年度の第 2 回瀬戸市水道事業経営審議会を進めてまいりたいと思います。では次第に沿って進めていきます。議事の 2 のところですが、前回の審議会では、令和 6 年度の水道事業決算の概要、現状分析や答申を踏まえた投資財政計画について議論したところですが、今回は令和 7 年の 5 月 1 日の答申提出後から現在に至るまでの瀬戸市の取り組みの内容について報告をしていただくという趣旨です。条例の改正に関わる動向だけではなく、わかりやすさを重視した広報、十分な周知を行うという点と、経過措置を検討してくださいという付帯意見を付しておりますので、その点についても実施の経過、検討過程についても、事務局の説明を聞いて議論できればと思います。では事務局から説明をお願いしたいと思います。 久野課長：はい。それでは配付いたしました資料を用いまして説明させていただきます。前回の第 1 回の審議会では令和 6 年度決算の状況について事業の概要や現状分析、答申内容を踏まえ作成した投資財政計画についても報告させていただきました。今回の審議会では答申内容を踏まえた検討状況を報告させていただきます。あわせて答申の

付帯意見にもあります経過措置を実施した場合における投資財政計画案をご提示させていただこうと思っております。それでは資料の１枚目をご覧ください。左ページになりますが、まず「答申について」ですが、経営審議会から「水道料金の水準について」「料金体系について」「改定時期について」の３点についてお示しいただきました。次に赤色の囲みの部分になりますが、付帯意見として２点いただきました。１点目は「わかりやすさを重視した広報、十分な周知に努めること」、２点目が「経過措置等の検討に努めること」。この２点につきまして、現在までの取組状況等につきまして説明いたします。

まず１つ目の「わかりやすさを重視した広報、十分な周知に努めること」ですが、資料の左下に広報周知活動の経過について表で記載しております。こちらについて上から順番にご説明します。まず水道週間中の６月１日 日曜日に、馬ヶ城浄水場の一般開放に合わせ、来場者の方に前に置いてありますパネルを展示して水道事業の現状説明を行い、あわせてシールアンケートを実施しました。このシールアンケートは職員が現状の水道事業の経営状況について説明し、「よくわかった」「まあまあわかった」「わからなかった」という３択でシールを貼ってもらうような形で行いました。結果としては２４７名のうち「よくわかった」が１４７名「まあまあわかった」という方が７１名、「わからなかった」という方が５名ということで、全体の約 ９８％の方にご理解をいただけたという結果となりました。このようなパネルの展示による周知方法というのは、わかりやすさという点で効果があるものと認識しており、このような周知する機会の際には、パネルを活用した周知を行っています。続きまして７月ですが、広報せと ７月号に、諮問から答申までの内容について掲載しました。併せてケーブルテレビの「せとまち TV」に私が出演し、瀬戸市水道事業の現状について報告をしました。続きまして９月でございますが、後ほど見ていただこうと思っておりますが、水道事業の経営についての５分ほどの動画を作成し、市のホームページに公開しました。またこの市のホームページの掲載につきましては、２ヶ月に１回水道利用者にお知らせしている検針票の中に、ホームページにて動画公開を行っている旨の文言を入れてお知らせをし、また瀬戸市の公式 LINE アカウントにも告知をし、周知に努めました。またこの動画につきましては YouTube の方にも掲載されており、そちらからも確認することができる内容になっています。

続きまして 10 月でございますが、市役所の 1 階の行政情報コーナーにて動画の放送を開始しました。また瀬戸市自治連合会様のご協力をいただきまして、各連区の定例会等にて水道事業の経営状況について説明を行っているところでございます。さらに、10 月 11 日にはパルティ瀬戸で開催された「瀬戸市みんなの生活展」にこちらのパネルと動画放映を実施し周知を図りました。

11 月以降については一部予定も入っておりますけれども、動画案内のチラシを作成し、２ヶ月に１回お知らせしている検針票と同時に配布しています。また瀬戸市社会福祉協議会様の地区社協会長連絡会議において資料の配布を行い、瀬戸商工会議所においてチラシ折込を配布、商工会議所女性会様においても今後説明を行う予定です。また 12 月には消費生活クラブ生活学校様のご協力をいただきまして、定

例会議の中で、経営状況等についてご説明をさせていただく機会をいただいております。今後も引き続き広く周知に努めてまいりたいと考えております。1点目の付帯意見、わかりやすさを重視した広報事業の周知についての報告は以上でございます。

続きまして右側のページ、付帯意見の2点目である経過措置等の検討方法につきまして、ご説明致します。まず、少しおさらいになりますが、1「経過措置の意義」ですが、水道料金の改定による水道利用者の急激な負担増加を回避するために段階的な暫定料金を設定し、期間をかけて改定料金に移行するというものでございます。昨今の物価高騰の影響により、市民生活はますます厳しい状況であるということ認識していますが、これまでの料金改定の状況については、消費税の税率改正に伴う料金改定を除きますと平成9年以来の料金改定ということにもなり、仮に令和8年4月から料金を改定することになると、約28年ぶりの料金改定となります。そうした急激な変動を緩和するという観点も含め、経過措置の検討を進めてきたところでございます。

続きまして2「経過措置の設定条件」でございます。経過措置を設定するにあたっての前提条件として3点設定をしてございます。まず1点目として経営戦略上の基準を達成できることを前提とした、安定経営を継続するための目標といたしまして、令和12年度末の内部留保を約15億円確保するというものです。この15億円という数字は、水道事業経営において1年間で必要な費用のうち現金で必要な部分を内部留保額として設定するものです。続いて2点目が「水道施設の老朽化・耐震化対策の進捗に影響を与えないこと」です。これは水道施設の老朽化・耐震化対策に影響を与えないということを前提として、経営戦略の経営目標でございますが更新率 年平均 1%を達成していくための事業費を確保するというものでございます。そして3点目の設定条件として水道利用者が理解しやすい制度であること。以上の3点を設定条件といたしまして、経過措置案を検討してまいりました。

続きまして3「経過措置案」の内容でございます。答申で示されました改定後の水道料金表のうち、料金改定後の5年間のうち当初の2年間について、各口径において利用した水道の料金のうち、0m³から20m³区分の単価60円を0円とする案でございます。この案を設定する理由といたしましては、今回の料金改定により廃止する用途別料金体系における基本水量制においても、0m³から20m³あたり0円と設定し、段階的に変更していくものであることから複雑な計算によるのではなく、利用者にとってもわかりやすい制度として検討をおこなったものでございます。実際にこの案による経過措置を行った場合の影響につきましては、3の(2)にて記載しております。経過措置を適用した場合と適用しない場合で5ヶ年の給水収益の総額の差額が約6.8億円生じる見込みでございます。その下の(3)の経過措置期間における改定率ですが、5年間平均で42.01%のところ2年間経過措置をすることにより約25%程度ということになり、結果的に5年間で35.37%になると見込んでいます。

続きまして資料3ページをご覧ください。先ほどご説明した経過措置を適用した場合に不足する約6.8億円につきまして、その財源をどうやって確保していくのか、

対応していく予定であるのか説明致します。4の(1)にて財源案を記載しています。その財源案としては他会計補助金を想定しています。これは国による耐震化への取り組みに対する補助事業に係る補助金を令和8年度から予定しています。この国庫補助事業に係る国庫補助金を活用、確保することにより新たな財源の確保に取り組んでまいりたいと考えております。こちらにつきましては、昨年度料金改定の検討を行っている最中に検討が進められていた国庫補助による財源であり、3ページの投資財政計画には反映できなかったものであります。具体的に説明させていただきますと、水道事業における管路や施設の耐震化対策について、浄水場や配水場などから病院や避難所等の重点施設を結ぶ送水管、配水管などにおいて優先的に耐震化を進めるというものであり、各水道事業者にと令和7年1月末までに耐震化計画を作成するというよう国から通知があったものでございます。その計画にて位置付けられた管路の耐震化事業に対して補助率が3分の1とする社会資本整備総合交付金の交付要綱に基づく交付金を予定しております。4(1)のイ 想定額ですが、各年度の耐震化に係る事業費をおおむね2.4億円と想定し、その補助率3分の1から、実際にはどの程度国からの補助金がつくのかは国の予算の動向次第のところがありますが、1,000万円ほどのシーリング等を見込み、5ヶ年で各年7,000万、計3.5億円という交付金を現在見込んでいるところでございます。

次に、不足額6.8億円に対して今説明しました国庫補助の3.5億円を見込んだ場合の残りの不足額約3.3億円の対応策について4案をお示し致します。

まず表の①一般会計からの不足分の繰入でございます。これは総務省の通知にて定められていない繰入、いわゆる基準外繰入について求めるものでございますけれども、現状一般会計におきましても、近年収支不足が年々拡大しているという状況であり、全庁的に事業見直しに取り組むなど非常に厳しい財政状況であると認識しているところでございます。また、水道事業経営における独立採算という観点もございまして、これまで通り、基準外繰入は見込めないものと考えています。次の対応案②事業量の調整、いわゆる工事請負費の調整という案でございます。これは経営目標としております管路更新率年平均の1%を0.8%から0.9%程度で調整し、事業費を抑えていく案でございます。ただこの場合、管路更新率年平均1%が未達成となり、5年間で計画している管路更新事業の一部ができず先送りとなり、これまで予防的に実施してきた計画的な管路更新事業が徐々に遅れ、安心安全な水道に関する部分にも影響があるのではと考えています。

続きまして③の案 企業債による財源確保でございます。瀬戸市の水道事業における現在の企業債残高対給水収益比率は約21%であり、全国平均の約218%に比べ非常に低い割合となっているのが現状ですが、改定版瀬戸市水道事業経営戦略において、これまで経営審議会の中でもご議論いただいておりますが、経営戦略の取組方針として、企業債、借金に頼らない経営を目指しているというところでございます。実際に企業債による借入を行った場合でございますが、利息返済については今後給水収益が減ると見込まれる中においては、更なる将来世代への負担の増加にはなり得ると考えているところでございます。

次に最後の4つ目の案の内部留保額の目標額の見直しでございます。これまでの料

金改定の議論の中で、資産維持費の考え方として令和 12 年度末の想定内部留保額を 15 億円としていますが、その想定内部留保額を見直すというものでございます。内部留保額を見直すことによる影響といたしましては、今後発生しうる災害や事故などへの対応力が低下するほか耐震化や老朽化対策の事業にも影響があるものと考えております。以上 4 点の対応案をお示しさせていただきまして、また後ほどご意見等をお伺いできればと考えています。

引き続き資料の説明をさせていただきます。次に 5「経過措置を実施した場合の近隣市町との比較」になります。例としてメーター口径 20 ミリ、2 ヶ月の水道使用量を 32m^3 にて比較した場合、水道料金は黄色のハッチング部分 令和 8 年は 5,376 円、令和 9 年は 5,387 円となり、こちらが経過措置期間改定率 25%のところとなります。この水道料金はその下の料金改定後の尾張旭市と料金改定後の中部水道企業団と比較しましても安価な状況になると想定しております。また令和 10 年以降の経過措置後ですが、水道料金は 6,129 円となり、尾張旭市と同等ぐらい、愛知中部水道企業団と比較し少し安価なところになると想定しているところでございます。尾張旭市につきましては、先日経営審議会にて来年の 4 月から 11% 改定していくというような答申が出されておりました、そちらを反映したものとなっております。また愛知中部水道企業団は今年 6 月に改定しており、改定率は 20.4%で、すでに反映したものとなっております。

続きまして資料右ページの方ですね。経過措置を実施した場合の県内団体との比較を棒グラフで示したものでございます。

瀬戸市の状況現状につきましては赤色の部分 4,301 円となっております。現状では県内でも安価な料金であります。また経過措置中の 2 ヶ年の想定料金が 5,376 円となっており、県内平均 5,139 円と同じくらいになると想定しております。また経過措置終了後に改定料金を適用した場合ですが、その下の赤色の部分 6,129 円となります。表の通り県内では高い区分になりますけれども、先ほど申しました通り近隣の尾張旭市や愛知中部水道企業団と比較すれば少し安いか同等となると想定しております。なお、令和 8 年度以降でございますが、多くの事業体が料金改定を検討しているということで、この県内平均は今後増加するという見込みでございます。

それでは次に資料 1 枚めくっていただきまして、説明が最後になりますけれども、投資財政計画をご覧ください。この資料は経過措置を設定した料金改定率を反映したものになります。まず給水収益について、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 ヶ年について黄色ハッチングした部分に料金改定を踏まえた給水収益を反映しています。また、表の一番上に料金改定率と書いてありますが、これは令和 8 年度と令和 9 年度は改定率 25%として反映したもの、令和 10 年度から 12 年度は全体の 42.57%から 25%引いた分の上昇率を記載しています。令和 9 年度から令和 10 年度の差が約 14%になり、全体で約 42%という改定率を令和 10 年度から 12 年度に反映したのものになります。現状の令和 7 年度の給水収益を見ていただくと、約 20 億円となっておりますが、経過期間中は給水収益が約 25 億円になり、令和 10 年度以降は約 29 億円になると想定しています。次に下段の表になります。資本的

収支のうちの収入の黄色のハッチングの部分でございます。先ほどご説明しました耐震化に関する国からの補助金として年間約 7,000 万円を見込み、収入の方に反映しているものでございます。次に資本的収支の支出になります。まず 6 行下の黄色ハッチング部分です。ここは経過措置に伴う財源不足の対応につきまして、先ほど説明差し上げた事業量の調整を 1 つの案として反映したものです。事業量の調整については、前提としてオレンジ色ハッチング部分の令和 12 年度内部留保額を 15 億円確保しつつ行ったものになります。事業量の調整につきましては、管路更新率年 1%からおおよそ 0.8%から 0.9%程度を想定した工事請負費を減額調整しています。ただし、令和 8 年度につきましては、既に着手している継続的な事業や具体的な事業計画を立てて、実施に向けて準備している事業もございまして、事業調整を行わず、令和 9 年度から 12 年度の 4 年間で事業調整を行っているというシミュレーションとなっております。

説明といたしましては以上でございます。あとの資料については周知等で使った資料となっておりますのでご覧いただければと思います。

ここで、先ほどご説明した水道事業経営に係る動画をご覧いただきたいと思います。よろしくお願いします。

《動画「水道事業の経営について」投影》

丸山会長：ありがとうございました。わかりやすさを重視した広報、十分な周知ということで説明いただいたのと、経過措置の検討ということで論点が 2 つあるかなと思います。まず最初に、わかりやすさを重視した広報、十分な周知ということで、今も動画を拝見しましたが、瀬戸市で行われている広報や周知活動についてご質問やご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。私は岐阜市に住んでいますが、ここまでわかりやすく説明をしてもらってないという印象はあるので、かなり丁寧にやられたなというのは個人的には思っています。すごくシンプルですが、わかりやすく動画も作成されているので、相当力入れられたなという印象を持ちます。皆さんのご意見もお伺いできればと思いますがいかがでしょう。

加藤(文)委員：基本的には先生と同じ意見でございます。こういった広報活動はきりのない話ですので、なかなかどこが到達点であるかということが言いにくいのですが、そうした状況の中でよく取り組んでいただいております。私も先生と同じような印象を受けております。引き続き尽力をいただければ審議会としても幸いかなというふうに思います。

丸山会長：ありがとうございました。その他いかがでしょう。加藤千恵委員いかがでしょう。

加藤(千)委員：9 月の時に検針票見たんですけど、すみません。ちょっとお知らせが分からなくて。次回の検針のときは別の A4 のサイズですか。

久野課長：もう半分くらいの大きさです。

加藤(千)委員：半分くらいの大きさがあつた方が何かお知らせが来てる、ということで皆さんにも目に入るんじゃないかなと思います。周知の状況についてはすごく丁寧に説明されていて、経緯の説明もすごくわかりやすいと思います。2 年間の経過措置についても

すごくよく考えていただいたのだなと思いました。

丸山会長：ありがとうございます。他いかがでしょうか。服部委員、お願いします。

服部委員：今、加藤（千）委員がおっしゃったように、家庭の主婦というのはポストに検針票のお知らせの紙が入っていても、いつもと同じお知らせが入っていると感じてしまう部分があります。以前水道料金が物価高騰対策としての減免で安くなった時などは、皆さん結構気にしていたと思います。主婦の皆さんは結構近隣の方の言葉を信じやすい部分があるものですから、やはり正確に情報を伝えるということが大切だと思います。先ほど言われたようにポストに少し大きい色のついた紙で「こういう部分が変わりますよ」と一生懸命やっていたので、もう一息、引き続き行ってもらえればありがたいと思います。それと、経過措置の２年間に限っては、私はあんまり…というふうに思いました。２年後、また世の中がどんどん変わっていくと思うものですから、またその後１５％の値上げだよ、と言うよりも４２％を一気に改定した方がいいと思います。そのときは嫌かもしれないし、大変かもしれませんが、でも、やはり将来に先送りするということを少しでも軽減していくことが必要ではないかなと思います。ですから、どうして２年間の経過措置を持たれたのかなど。家族によって、形が異なり高齢者の２人家族や４、５人の子育ての家族ではだいぶ水道料金も違うと思いますので、負担の軽減などを考えられてこういう経過措置をとられた、というのもよくわかるのですが、２年後に、じゃあまた今度上がりますよって言ったときにどうなのかなと思います。同じような状況で世の中が変わっていつているかどうかとも分からないときに、もっと大変になっていく可能性もあり得るのであれば、今このように決められた状況の中で、どのように皆さんに周知していくかということをしっかりやっていただきたいと思います。発言するかどうか迷ったのですが、審議会から約４２％との答申が出た後、よそから聞こえてきたのは、いやそんなに値上げすると大変だから半分になったのだよ、とこういう部分の表現しか聞こえてこなかったのです。そうすると皆さんからは「４２％上げるのは躊躇したのかな」というふうにしか取れなかった部分もあったものですから、２年後に再度改定するのであれば、今改定して欲しかったというのが私の意見です。長くなり申し訳ありません。

加藤（文）委員：すいません、１つだけ申し上げたいことがありますが、経過措置の件は５月１日に答申をしていますので、私はそのときにもう少し議論し、意見を言っていたければよかったかなと思います。前回の審議会にて付帯意見としてちゃんとついていますので、今そういうご意見をおっしゃるのは少し違うのかなというは気がしますけどね。

丸山会長：まずはすいません。広報の話を進めていきましょうか。

服部委員：失礼しました。広報に関しては、各戸配布のものに関してわかりやすくしていただけると、よりインパクトがあるのかなと思いますのでよろしくお願いします。

丸山会長：加藤勝之委員、ご意見いただいてもよろしいですか。

加藤（勝）委員：広報の観点で申し上げますと、非常にわかりやすく、十分周知されていると感じます。引き続き進めていただけたらと思います。

丸山会長：わかりました。ありがとうございました。広報についてはコストのかかる話でもあ

るので、またやるときりがないという話もまさにおっしゃる通りなので、コストがかからない範囲で効果的な方法があれば、また行っていただくよう工夫をしていただければと思います。ありがとうございました。

次に、経過措置の検討ということですが、答申の中で我々の結論として今後の値上げに当たっては、4の付帯意見というところで、昨今の物価上昇に伴う家計負担の増加等を踏まえ、安定的な水道経営の実現を前提とした経過措置等に努められたいというような意見を、審議会の結論として市長に出しているところです。

その付帯意見を受けて、市の方で経過措置を、文脈からすると家計負担の増加等を踏まえてということなので、いわゆる激変緩和というかそういう趣旨の結論を一応我々としては出しているのですが、それを踏まえて、経過措置の内容についてご検討なり案を出していただいたというところだと思います。細かな内容については、今課長から説明をいただいたので、この点について議論していきたいなというふうに思います。服部委員からご意見頂戴したところではありますので、この点について、まず皆さんからご意見やご質問いただければなと思いますがいかがでしょうか。

加藤(文)委員：ちょっと先走って申し訳ございませんでしたが、今先生の方からもご説明があった通りでございます。経過措置を設けるというのは、実務的には大変難しいテクニックやテクニカルな部分もあると思いますけれども、そういうことも踏まえながら我々の答申内容を十分に加味していただいて、検討していただいております。経過措置のあり方についてはいろんな意見があろうかと思いますが、令和8年度から値上げというふうに考えれば、当面こういう考え方でやむを得ないという言い方は失礼かもわかりませんが、妥当ではないかなというふうには思います。以上です。

丸山会長：ありがとうございます。あとはどうでしょう。加藤千恵委員、ご意見でもご質問でも結構ですが。

加藤(千)委員：以前に説明をしていただいた中に、国からの耐震化工事にかかる補助についても収入科目のところに突っ込んで入っているようなので、正直な話し、最初から料金改定するのでもいいと思いますし、ちょっといい加減な意見で申し訳ないですけど、4,000円が6,000円になると「え？」という印象があるので、受け入れてしまえば仕方ないと思うんですけど、やっぱり最初の値上げが5,000円ちょっと、というのと、6,000円ということでは、改定するということは一緒なのでそれはそれでいいような気がします。どちらにしても上がることは確かなので。それをまた言い方は変ですけど、3年目からはこう改定しますよということを、経過措置期間中の2年間で告知をしていけば、市民の方にも認識していただけたと思います。市民の方も将来的に本当に水が無くなるのは困りますし。また補助金とかも含め様々な方法で工事費を節約していただければ、2年後の3年目は、また何が起こるかかわからないですけど、とりあえず皆さんの理解を深めるためには、経過措置後3年目にはこうなりますよということを2年間の間に知っていただいて、理解をしていただくということがいいのではないかと思います。

丸山会長：ありがとうございました。加藤勝之委員いかがでしょうか。

加藤(勝)委員：はい、2、3日前に水道料金の請求書が来たのですが、うちの場合結構高く感じてし

まいりました。これが1回の料金改定で42.57%改定されるのは結構大変だなというふうに思いますので、ご報告をいただきました25%を改定し、その後順番を経て改定をしていただけたらありがたいかと、市民としてそう思います。

丸山会長：ありがとうございます。審議会の結論としては経過措置を設けてほしいということは付帯意見としてつけているので、そのあたりは審議会としてやっぱり何かやってほしいというところにはなるのかなと思います。その手法についてはかなり技術的な要素もあるので、どういう方法にするのかっていうところは、難しいところではありますが、今回は2年分について、今まであった基本水量に相当するような部分1m³60円だったものを0円という形にするということで、不足額は6.8億円生じるのですが、国からの交付金を活用して3.5億円が収入としてあるので、不足分の3.3億について、対応案としては①から④という方法が出ているというところになります。皆さんの意見を総合するとやむなし、あるいはやっぱりやるべきだという服部委員のご意見もあったというところではありますが、確かに改定率の42.57%というのは、私もいくつかの自治体の水道料金の検討に最近携わっていますが、なかなか大きい数字であるのは間違いないので、何らかのやっぱり激変緩和的な措置を行う必要があるのかなという気はします。今、若干電気やガスは安くなりそうですけど、ここまででかなり上がっているというのもありますし、他の物価も高騰しているという中で、最後の砦が水道ということで、やはり水が止まると、非常に日常生活への影響だとか、飲食店とかそういうところは特に影響大きかったりするので、やっぱり何かは持続的な水道の事業の影響がない範囲で講じる必要があるのかなというふうに思います。その中で不足分の対応について、資料でいうとこの2枚目の4の(2)の対応策というところで、①から④の方法が今示されているところではありますが、激変緩和をするということが多数であったので、それを前提にしてどういう方法をとるのかというのがこれまで経営審議会でも結構数字の話は詰めてやってきたところでもありますので、そのあたりとの整合性を取る必要があるのかなと思います。①から④について事務局からですね、どの方法が一番これまでの検討と整合性があるだとか、あとは将来的に水道事業経営を持続させるためどの選択肢が一番適切なのかっていうところについて原案があれば、ご説明いただければと思います。

久野課長：はい。事務局から①から④までの4案出させていただきましたので順番に説明致します。まず①ですが、これは一般会計の方の今後の財政状況見通しは水道事業同様非常に厳しいことと我々も認識してします。その中での基準外繰入ということになり見込みとしては非常に難しいと思っています。そうしますと考える案は②から④までの3案ということになります。ただこの②から④の案で経営戦略の改定版の中で掲げた経営目標や、経営目標を達成するための項目として関わる部分でもありますので、非常に慎重な判断が必要だと思っています。③、④については先ほど少しお話をいただきましたが、これは経営戦略の方針であり目標にもしているところであり、将来の水道事業にどのように影響を及ぼすのか見えづらい部分でもあるので、これを選択するというのは非常に難しい判断があるなというふうに思っているところでございます。そうすると②番目の事業量の調整が現実的には検討して

いく案になると思っています。先ほどご説明差し上げた国庫補助など拡充された補助金を積極的に活用していこうと思っています。事業量を見直す、ということにおける事業については管路更新だけではなく、施設そのものの更新や電気設備や機械設備などに係る更新案件も今後予定されているので、事業全体の更新における調整について今後 5 ヶ年で影響については最小限となるよう検討していきたいとは思っております。管路更新率については仮に 0.1% 下がるとなると、距離としては 700m～800m くらいの事業量を調整していくことになります。ただ、少しずつ更新が遅れていくことにより水道自体の安全・安心というところに関わってくる部分ではあると思い、非常に難しい判断であると思いますが、事務局としては②の案と思っております。

丸山会長：わかりました。ありがとうございました。市においては、②から④のうちで②の工事量の調整を行うことによって、何とか 2 年間やりしのぐというご説明でした。実際には全部組み合わせてやるのかな、という気もしますが。1 つの手法で、というよりも、金利が安ければお金を借りてもいいと思いますし、短期的に現金が減っても次年度以降戻る計画であれば、多少内部留保を切ってもいいのかなという微妙な加減もあるのかなと思いますが、ここではある程度方針を立てておいた方が今後 5 年後、10 年後に料金改定であり検討しなければならないときには、前回こういう議論したことは前例として残るので、方針を今回のこの時代の状況である程度結論を出した方が市としては動きやすいのかなと思います。今の話しを受けてご意見だとかご質問も含めていただければと思いますが、いかがでしょう。

加藤(文)委員：今ですね、対応案で③と④については私も会長と同意見です。少し①、②について意見や質問をさせていただきたいのですが、一般会計からの繰入について、これを行っている事業体はあるのでしょうか。

久野課長：はい。資料の①の一般会計からの不足分の繰入のところについては、少し古い話となりますが、令和 2 年に日本水道協会が行った調査の結果で、給水人口 5 万人以上の水道事業団体において基準外繰入の実績で 57.6% となっております。

加藤(文)委員：続けて質問よろしいでしょうか。

丸山会長：お願いします。

加藤(文)委員：そういう実績があるということはわかりました。課長さんのお話を聞いていると、不足分の繰り入れはちょっと難しいようなことをおっしゃっているわけですね。これは市の方の財政状況が厳しいということで、自らその道を断っているように聞こえてまいりますが、これはあくまでも水道事業会計として公共の福祉に供するような事業をやっているという観点から、やはり厳しさは一般会計の方に訴えて、繰入を求めるべきかな、というふうに思います。ちょっと話が違ってもわかりませんが、令和 6 年度の瀬戸市一般会計の財政状況を見てみますと、繰越金は 21 億円を残しているんですね。これは同規模の団体としては残しすぎだと私は思います。それから財政調整基金も 60 億円ほど積み上げていますので、そういった状況の中で一般会計の状況が厳しいということはちょっと言いにくいというふうに私は思いますので、叶うか叶わないかは別にして、やっぱり一般会計に要求すべきだというふうに私は思います。それから事業量の調整というところで、致し方ないかなというよ

うな課長さんの意見ではありましたが、これはやはり住民の安全と安心に寄与する部分なので、初めにここの部分をおっしゃるのはちょっと違うような気がいたします。これは実距離にして700m～800m ぐらいだということですが、その間の中に重大な事故が発生するということだって考えられるので、ここはまず事業量の調整よりも先に、叶うかどうかわかりませんが一般会計の繰入を要求することが最初かなというふうに私は思います。これは意見として、お願いいたします。

丸山会長：ありがとうございます。一般会計からの繰入について、まだ一般会計には余力があるのではないかというご指摘と、事業量の調整を行うことにより漏水事故の増加などのリスクがあるのではないかという2点のご指摘をいただきました。こちらに対してご説明いただければと思います。

久野課長：まず一般会計の繰り入れにつきましては財政当局の状況を踏まえたものであり、意向を確認したところ難しいと聞いております。当然、来年度の予算化するまでの時間はあると思っておりますので、可能な限り対話をやっていければというふうに思っています。ただ、現実的には財政収支見通しが財政当局の方から出されていますが、単年度の繰越金が21億円あるものの、中身はFM基金（公共施設等整備基金）といった施設更新等に使用予定であり、財政調整基金等に積まれる部分もございますが、現状その財政調整基金も取り崩しながら財源に充てているところもあり、21億円の実際の使途の評価については難しいと感じるところであります。全体として一般財源の財政状況は厳しく、今後もそのような施設更新は我々の水道事業も同様ですけれども、公共施設等の更新もございますので、そういったところに充てる財源や、今後見込まれる事業に充てていく財源として見込むなど、水道事業への繰入についてはなかなか難しいと聞いています。ご意見としていただけてきましたので、引き続き交渉を行ってまいりたいと思います。

加藤(文)委員：口を挟むようで申し訳ないけど、ここで一般会計の状況について議論するつもりはないですが、遠慮する必要はないというふうに申しあげておきます。

丸山会長：あと工事の方ですね。

久野課長：はい。距離に換算すると、0.1%、700～800m でございますが、そこは当然ご指摘あったように優先順位をつけて、耐用年数を踏まえ漏水の起こる確率が高そうな場所を優先的に行き、必要に応じ事業の計画の見直し等も当然行ってまいりたいと思っております。おっしゃられる安心・安全に支障のないように事業計画を立てて実施できればと、そのように思っております。

丸山会長：最初の一般会計からの繰入については、そもそも水道事業は地方公営企業法において独立採算が原則だと思うので、お金あるないというのも筋論だと思いますが、法律上の経営の基本的な考え方として独立採算というのがあるので、一般会計からの繰入は厳しいのかなと思います。一般会計からの繰入について総務省が基準を設けているのは、これ以上繰入を行うと、少し違うかもしれませんが交付税とかに影響するのではないかという気もするので、もちろん要望など水道の一般会計、広い意味で市でやっているという認識において意味を持ってるので、この審議会ではこういう意見が出たってというような形で残しておいていただきたいです。ただ基準外繰入実績 57.6%とありますが、比較的経営が厳しいところがやっている。本当

にタブーというか、やっちゃいけないけどやらざるを得ないってところが57.6%かなと思います。あと、事業量、工事の調整のところですが、先週日本水道協会の全国会議に3日間出席いろいろ発表とか見ていましたが、水道の管路を全部読み込みAIや機械学習、人工衛星を使用したり、光ファイバーを通したりするなど色々と技術の発表がありましたが、お金がない中で、効率的に本当にピンポイントで優先順位やリスクの評価を行って、少ない予算で効果的に漏水の危険性があるところ、うまく効果的に行う工事の方法や他の先進事例を集めるなど情報収集は努めていただき、事業量は減るかもしれないけれども、優先順位を決めしっかり緻密にやっているよというところを説明できるような状態にしておいていただければかなと思います。多くの自治体が職員の経験と勘が確かに重要ではありますが、今そういった世代がどんどん入れ替わる中で技術承継がうまくいってないという事例も聞いたりするので、うまく組織的にかつ効果的に工事をやる方法も探っていただければかなと思います。それで減らしても、なかなか回答が難しいかと思いますが、大きな影響はない数字と見ていいのでしょうか？この管路更新率1%、多少下がって0.8%だとかということですね。最近の漏水の事故の件数や、結構最近ニュースで大きい都市の街の真ん中で漏水しているかなり古い管が多いと思いますけど、私も岐阜市で60年ぐらいたった水道管が最近あふれたということもあり実感もしていますが、現在のその管路の更新状況だとか、ある程度ちょっと安心できるご説明をしていただけると、腑に落ちるなというところでコメントいただけるとありがたいのですけどいかがでしょうか？

久野課長：本管の漏水修繕はここ数年 年間1件か2件程度であり、断水が伴ったとしても10軒～20軒程度の断水で対応できているのが現状です。また漏水のほとんどが、いわゆる一般宅の給水管からの漏水というのが主でございますので、計画的な老朽管の更新を進めてくことができている結果というふうに思っています。現在老朽管の布設替の実績でいくと、0.6%～0.7%ぐらいというところで進めていくことになるので、先ほど申し上げた優先順位をつけて実施をしていければと思っております。

丸山会長：ありがとうございます。加藤千恵委員いかがでしょうか。

加藤(千)委員：すいません。先ほど繰越金21億円の使いうちが施設やFM基金とかとおっしゃってまして、単純に思ったのですが馬ヶ城や蛇ヶ洞の水道施設は公共施設には入らないのですか。水道事業の施設は水道料金で賄って修繕をしていくというお話でしたので、瀬戸市の施設、同じ施設といえども違うのですね。

久野課長：水道事業が管理している施設になりますので、水道事業の方で行うことになります。今現在大がかりな更新はしてないのですけども、今後そういったことが生じるということです。

加藤(千)委員：そういう施設について繰越金とか税金といった市の一般会計からは無理ということですか。そういうのは水道の事業内でやらなくてはいけないのですか。すいません、なんか変な質問かもしれないですけど。

加藤部長：大規模な施設については、先ほどの③の企業債などを活用することになると思います。結構規模が大きなものになりますので。

加藤(千)委員：その一般会計でこういう施設の修繕とかそういうことをするわけではないんです

ね。

加藤部長：はい。先ほど丸山会長が言われたとおり、一般会計から繰入するというのは原則ないと思っています。やむを得ずというのは、繰り入れる条件があつてのことなので。

加藤(千)委員：そうですね。そしたら、その企業債とかそういうもので今後賄うこともあるってことですかね。

加藤部長：全く借りないというわけではなく、工事費が大きい場合には、当然借りるものだというふうに私達は考えています。

加藤(千)委員：はい、わかりました。

丸山会長：この事業量の調整というのはほぼ管路と考えていいですか。何か何年か分の大きい設備の更新を後に遅らせるというイメージは含まれてないですか。

加藤部長：そういうイメージはないです。どちらかという管路の延長部分で調整するイメージです。

丸山会長：なかなかポンプとかだと、いざ止まると影響が大きいと思いますので。

加藤部長：そういう施設だとやっぱりやらざるを得ないと思っています。

丸山会長：そうすると管路の距離で調整を加えるということですね。わかりました。加藤勝之委員いかがでしょうか。

加藤(勝)委員：はい。②の事業量の調整ということで管路更新率を下げるというのはやっぱり安心・安全面から見ても、どうかなっていうことがあります。できれば先ほど加藤文弥委員が言われた一般会計から不足分を繰入することを検討していただければなというふうに思います。

丸山会長：ありがとうございます。服部委員いかがでしょうか。先ほどご意見いただいたところですが。

服部委員：はい。私はその管路の漏水について、さっきのお話を聞くとそこまでひどくないように聞こえたものですから、それだったらそちらの方を主に考えて、一般会計からの借入金をできるだけ少ない方がいいのかなと私自身は思います。というのは、水道料金というのは独立採算の原則があるものですから、それで賄えない経営状態で事業を進めていくのではなく、賄える経営状態の中で考えて、どうしても不足する部分を一般会計から借りるというふうに考える方がいいのではないかと思って聞いていました。あ、借入金ではなく繰入ですね。失礼しました。

丸山会長：借り入れるという手法はあるのかな。聞いたことはありますけど、あんまりやりないですかね。会計とかでもない。制度上は何かあるような。あんまり聞かないですけど。はい。一通りちょっとご意見をいただいたところですが、このあたり、実際のお金の経営のやりくりということなので、何か審議会で意見を出して、経営の柔軟性というところもあると思うので、審議会からの意見ということで、②ではありますが、①についてももし交渉の余地があれば、かなり厳しいかなとは思いますが。法律の制約もあると思いますし。最終的な結論は12月議会にこれからかかるのですかね。こちらは条例もそうですね。

加藤部長：条例は今度の議会で提出予定です。財源についてはまた3月の予算になります。

丸山会長：我々としては意見を述べるという立場なので、最終的な結論は住民の代表で選ばれた議会の中において決定される事項かなと思います。料金については条例で、財源

の関係については、予算として議会で審議されるかなと思うので、今回我々は住民であったり、第三者的な私の立場としてこういう議論があったということだけ記録にしていなければなというふうに思います。ほかいかがでしょうか。

小池補佐：すみません。今日欠席であります副会長の齊藤由里恵委員から、今回の経過措置案の関係でのコメントをいただいておりますので、代読させていただければと思います。

丸山会長：すみません。お願いします。

小池補佐：今回提出されている経過措置案では従量料金 0～20m³の区分単価を段階的に上げていくというものであり、この点について以下の 3 点コメントをします。

まず 1 点目。2 年間に於いて、従量料金 0 から 20 立方メートルの区分単価は 0 円となる。この点においては、基本水量制を導入している現在と変わらないことになる。答申において負担の公平性の観点から、基本水量廃止に対しては、使用水量に応じた負担が望ましいとされたが、経過措置における 2 年間に於いて負担の公平性はどのように考えられるのかという意見が出ております。

2 点目。経過措置は激変を避ける、市民生活や企業活動に行動変化を伴うような大きな影響を与えないために実施するものだとして理解している。その理解で合っていれば、経過措置としては、水道事業経営に影響を与えない形で実施すべきではないか。すなわち、料金算定期間 5 ヶ年度に於いて、不足分が発生しない案を採用すべきではないか。

3 点目。この経過措置が今回の理由ではなく、例えば市長部局や議会とかからの要請であれば、不足分は一般財源からの補填が妥当ではないだろうか、というコメントが寄せられました。

丸山会長：ありがとうございます。①の一般財源についても検討してくださいというような趣旨のコメントであったのかなと思います。このあたりも記録しておいていただければと思います。では今回は答申提出後の検討状況や実施状況について報告を受けたというところですが、答申に基づいて検討がされているものということで、今回は何か議決をするという趣旨ではなく、説明をいただいたという趣旨かなと思いますが、答申内容とおりの検討が進んでいるということで認めてよろしいでしょうか？

委員：異議ございません。

丸山会長：ありがとうございます。あといくつか資料がついていますが、事務局から補足で説明するものとかありますか。

久野課長：残りの資料についてですが、1 つ目が先ほど見ていただいた動画のスライドになります。次の資料が広報せと 7 月 1 日号の記事になります。ここには QR コードがありまして、ここを開くと動画のページがあり、本日の動画を確認していただくことができます。3 枚目の資料は料金改定に係る経過措置についてということで、これは自治会などへの説明の際に使用している資料になります。その次の適正な水道料金のあり方についてという資料については、商工会議所様といった団体さん宛に配布していただいている資料になります。あと参考として上下水道のはなしのチラシについてもできましたので、今日お配りさせていただいております。以上です。

丸山会長：ありがとうございます。では議事については全て審議を行ったということでしょうか。審議会また全体を通じて意見等ありましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。では事務局からその他説明事項があればお願いいたします。

久野課長：はい。今後の審議会の内容や日程につきまして、ご案内いたします。今回説明させていただきました内容に基づく条例改正案をこの12月定例会に提出する予定でございます。次回の審議会におきましては、条例改正案の提出した議会の結果や県内の水道事業体の料金改定の動向、あとは令和8年度の予算内容などについて、ご説明をしたいと考えております。開催の日程については令和8年2月頃を予定したいと思っております。また改めて日程調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

丸山会長：今の事務局からの説明についてまたご質問あればと思いますが、いかがでしょう。よろしいでしょうか。はい。また追って日程等の話があるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。では本日の審議は全て終了いたしましたので、令和7年度の第2回経営審議会については閉会させていただきたいと思えます。皆様円滑な議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。

7 次回以降の進め方と日程

・ 次回の開催は令和8年2月頃を予定。

以上